

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

給付金を受け取るには手続きが必要です。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、令和4年度に新たに住民税均等割非課税となった世帯や課税世帯であっても令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金支給時期

市に返送された『申請書』の内容を確認した上で支給します。

給付金の支給要件

※住民税非課税世帯に対する給付金の支給要件

- 令和3年度分の住民税均等割は課税であり、新たに令和4年度分の住民税均等割が非課税となった世帯であること
※既に「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給を受けた世帯は対象となりません。
- 世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていないこと
※一人暮らしの学生等で、住民税が課税されている他の親族等の扶養に入っている場合などは、対象となりません。
- 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
- 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者がいないこと
※条約を締結している国からの留学生や事業実習生などで、住民税を免除されている方などは対象となりません。

問合せ・相談窓口

【コールセンター（電話相談窓口）】

- **内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター**
受付時間 午前9時～午後8時（土・日曜日、祝日も対応）
電話番号 **0120-526-145**
- **日立市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター**
受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日も対応）
電話番号 **050-3354-0180** F A X **0294-33-5400**

【相談窓口】

受付場所 日立市役所1階 101号会議室
受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日は午前9時～午後5時）

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

① 申請書を同封しました。

日立市で住民税の課税状況が確認できない方に、『申請書』を送付しました。
『申請書』裏面の【誓約・同意事項】の全ての項目を確認してください。

○記入要領を参考に、『申請書』に必要事項を記入してください。

② 提出書類を用意してください。

- ・ **住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（請求書）**
※必要事項を記入してください。
- ・ **申請・請求者（世帯主）本人の確認書類の写し**
※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等（いずれか1つ）
- ・ **振込先金融機関口座確認書類の写し**
※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカード等
- ・ **代理人の確認書類の写し**（代理人が申請する場合）
※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等（いずれか1つ）

③ 提出書類を返送してください。

同封の返送用封筒にて、**提出書類を返送**してください。

提出書類の送付先

〒317-8790

日立市助川町1丁目1番1号

日立市役所 保健福祉部 社会福祉課

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当 行

申請期限

令和4年9月30日（金）

【注意】令和4年9月30日（金）までに、申請されない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに日立市、茨城県や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、日立市役所、日立警察署又は警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。